	⑾　ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	摩耗が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑿　駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒀　駐車ブレーキディスク及びパッド	①　パッドの厚さを調べる。	①　パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	②　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		③　スプリングチャンバーの作動の適否並びにエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	③　正常に作動し、かつ、エア漏れ及び油漏れがないこと。
2.2.6 作業装置	⑴　バケット、ブレード、アーム（ブームを含む。）及びリンク	①　各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　バケット等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　バケットコントロール	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.9 安全装置 2.2.10 車体関係	⑴　車枠及び車体	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め ⑹　レバーロック	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　作業装置安全ピン及び安全リンク	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　表示板 ⑼　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑽　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑾　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　給油脂	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	